

栃木県畜産酪農研究センタースマート酪農技術者養成研修実施要領

(趣旨)

第1条 AI・IoTを活用したスマート酪農機械を活用し、省力化や生産性の向上を目指す農業者やスマート酪農に関する指導者を養成することにより、担い手の育成及び先進技術の効率的な普及を図ることにより、本県酪農の発展を図ることを目的として、スマート酪農技術者養成研修（以下「研修」という。）を実施する。

(実施場所)

第2条 栃木県畜産酪農研究センター

(研修の内容)

第3条 乳用牛の飼養管理及びスマート酪農に関する技術の習得

(研修の期間)

第4条 1年以内

(受講者の資格)

第5条 研修を受けることができる者は、次の要件のいずれかを満たしている者とする。

- (1) 県内で酪農に従事している者
- (2) 県内で就農を希望する者
- (3) 県内の関係機関・団体の職員
- (4) その他、栃木県畜産酪農研究センター所長（以下「所長」という。）が必要と認めた者

(受講の手続き)

第6条 研修会を受講しようとする者は、1日以内の期間の場合は、研修会実施日7日前迄に別記様式1又は別記様式2の研修受講申込書を畜産酪農研究センターに提出するものとする。2日以上の場合の場合は、栃木県畜産関係実習要綱により手続きを行う。

2 所長は受講者を決定し、1日以内の研修期間の場合は、別記様式3により受講者へ通知する。2日以上の場合の場合は、栃木県畜産関係実習要綱により手続きを行う。

(費用)

第7条 所長は、受講申請者に研修に要する費用を負担させることができる。

(研修中の遵守事項)

第8条 研修を受ける者は、栃木県畜産酪農研究センターが定める防疫指針に従うこと。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの他、研修の実施に必要な事項については所長が別に定める。

附則

この要領は、令和4（2022）年4月1日から施行する。